

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 25 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。